

寒川町住居表示に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月18日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町規則第11号

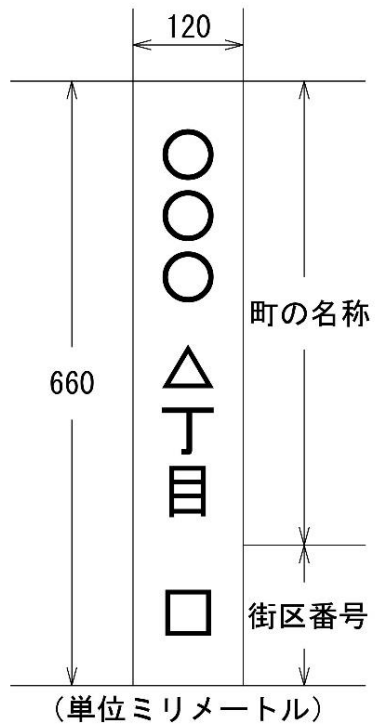
### 寒川町住居表示に関する条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町住居表示に関する条例施行規則(昭和61年寒川町規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3号様式及び第4号様式を次のように改める。

第3号様式（第5条関係）

街区表示板

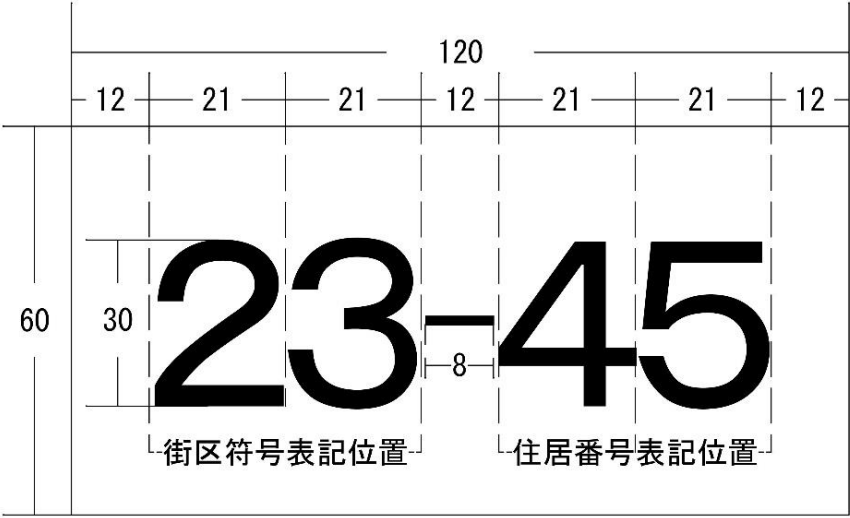


(注)

- 1 数字は、街区符号を表示する。
- 2 街区符号は、街区ごとに異なり、アラビア数字を用いる。
- 3 街区表示板は、地上からおおむね1.6メートルの高さになるようにするものとする。

第 4 号様式（第 6 条関係）

住居番号表示板



（単位 ミリメートル）

（注）街区符号又は住居番号が一けたの場合には中心に近い位置に表記するものとする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。